

平成 25 年度（下期）テーマ監査

「県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況」に係る監査の結果

平成 26 年 3 月
監査委員

概要版

1 監査の概要

(1) 監査の趣旨

平成 24 年度に県の機関を対象に実施した監査において、許可を受けていない業者に産業廃棄物の処理を委託するなどの不適正な事案が見受けられたところである。

このため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき、県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況について、次の視点により監査し、その全容を明らかにするとともに、産業廃棄物の適正な処理の推進に資することとした。

【監査の視点】

- ア 産業廃棄物は関係法令に基づいて適正に処理されているか。
- イ 産業廃棄物を排出する県の機関に対する指導は適切に行われているか。
- ウ 産業廃棄物に係る事務処理について改善すべき点はないか。

(2) 監査の対象機関

県の全機関（指定管理者制度を導入している公の施設を含む 436 機関）

(3) 監査の実施方法

区分	実施時期及び対象機関	調査内容
ア 書面調査	平成 25 年 10 月 全機関（436 機関）	・平成 24 年度における産業廃棄物の処理委託の状況等を書面により調査
イ 実地調査	平成 26 年 1 月 10 機関（報告書 P 2 参照）	・委託契約内容や事務処理状況の聴取 ・産業廃棄物の保管状況の確認
ウ ヒアリング調査	平成 26 年 2 月 環境県民局産業廃棄物対策課	・県の機関に対する指導状況等について聴取

2 監査の結果

(1) 県の機関における産業廃棄物の処理概況（平成 24 年度）

ア 排出機関数：178 機関

（ア）県機関の約 4 割の機関で産業廃棄物を排出

（イ）主な排出機関は、試験研究機関、保健所、病院、水道事務所、県立学校等

イ 排出量：6,012 t

（ア）当該排出量は、県内の総排出量 1,396 万トン（平成 20 年度）の約 0.04% に相当

（イ）年間 500 t 以上の産業廃棄物又は 50 t 以上の特別管理産業廃棄物を排出している機関（多量排出事業者）は、広島水道事務所や広島病院などの 5 機関

特別管理産業廃棄物...産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するもの

ウ 支出額：約 1 億 4,700 万円

（ア）平成 24 年度は 133 機関において、294 件の処理委託契約が締結されている。

（イ）年間契約件数が 1 ～ 2 件の契約件数の少ない機関が全体の約 7 割を占めている。

(2) 県の機関に対する指導権限及び指導状況

ア 指導権限：広島市、福山市及び呉市域は当該市の管轄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)の規定により、広島市、福山市及び呉市域については当該市長が指導権限を有しており、それ以外の市町区域については県の管轄となっている。

イ 県の機関を対象とした適正処理講習会の開催：平成 24 年度から開始

産業廃棄物対策課では、平成 24 年度の定例監査で県機関において廃棄物処理法上、不適正な事務処理が行われていたとの指摘を受け、同年度から県の機関を対象に廃棄物処理法の概要を説明する講習会を開催(24 年度 2 回、25 年度 4 回開催)。

3 指摘事項

(1) 指摘事項(報告書 P 113 ~ 125)

産業廃棄物の処理に関し、廃棄物処理法等の規定に反した事務処理が行われていた機関は 116 機関であり、これは、県の産業廃棄物を排出(処理委託及び保管)している 178 機関のうちの 65%に当たる。
指摘件数は 291 件であった。

ア 性質別の指摘件数

区分	指摘事項の内容(平成 24 年度)
契約 〔30 機関 75 件〕	(ア) 無許可業者への委託 〔5 機関 6 件〕 (イ) 契約書(書面)の未作成等 〔19 機関 29 件〕 (ウ) 許可証の写しの未添付 〔14 機関 23 件〕 (エ) 契約書の規定不備・規定誤り 〔9 機関 17 件〕 (法定事項の規定漏れなど)
マニフェスト 〔89 機関 161 件〕	(ア) 未交付 〔7 機関 10 件〕 (イ) 未保存(5 年保存) 〔4 機関 4 件〕 (ウ) 交付状況の未報告・報告遅延 〔84 機関 147 件〕 (報告期限：毎年 6 月 30 日)
廃棄物の管理 〔54 機関 55 件〕	〔特別管理産業廃棄物〕 (ア) 管理責任者の未設置 〔53 機関 53 件〕 〔特別管理産業廃棄物のうち PCB 廃棄物〕 (イ) 保管状況の未提出 〔1 機関 1 件〕 (提出期限：毎年 6 月 30 日) (ウ) 保管数量等の報告誤り 〔1 機関 1 件〕
合計	指摘事項があった機関数 116 機関 / (排出機関の総数 178 機関) 指摘件数 291 件

注 1 マニフェスト：産業廃棄物管理票

注 2 PCB 廃棄物については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において、その保管や処分について定められている。

イ 部局別の指摘件数

部局名	排出機関数 a	指摘事項のある機関数 b (b/a*100)	指摘件数
会計管理部	1 機関	1 機関 (100%)	4 件
危機管理監	1 機関	1 機関 (100%)	1 件
総務局	1 3 機関	7 機関 (54%)	1 5 件
地域政策局	1 機関	1 機関 (100%)	6 件
環境県民局	7 機関	3 機関 (43%)	7 件
健康福祉局	1 8 機関	6 機関 (33%)	1 0 件
商工労働局	1 0 機関	9 機関 (90%)	4 1 件
農林水産局	7 機関	6 機関 (86%)	1 7 件
土木局	1 0 機関	7 機関 (70%)	1 3 件
企業局	6 機関	2 機関 (33%)	1 1 件
病院事業局	2 機関	2 機関 (100%)	1 1 件
教育委員会	8 1 機関	6 8 機関 (84%)	1 5 2 件
警察本部	2 1 機関	3 機関 (14%)	3 件
合計	1 7 8 機関	1 1 6 機関 (65%)	2 9 1 件

(2) 改善を求める事項 (報告書 P 126 ~ 129)

産業廃棄物の処理に関し，廃棄物処理法等の規定に明らかに違反するとは言えないが，事務処理上，改善を求める事項は次のとおりである。(計 87 機関 176 件)

区分	改善を求める事項の内容 (平成 24 年度)
契約	<p>・処分業者への代金は収集運搬業者を通じて支払うとする契約を締結 〔 2 機関 4 件 〕</p> <p>産業廃棄物の「収集運搬業務」と「処分業務」を別々の処理業者に委託している場合において，収集運搬業者に「運搬料金」と「処分料金」を一括して支払っているものがあつた。</p> <p>個々の業者に適正な対価が支払われず，不適正な処理を招くことがないよう，処理料金は収集運搬業者と処分業者のそれぞれに直接支払うことが望ましい。</p>
マニフェスト	<p>・記入不備 (返送收受日の記入漏れなど) 〔 86 機関 172 件 〕</p> <p>処理業者からマニフェストの送付を受けた日を正しく記録していないものがあつた。</p> <p>マニフェストは送付を受けた日から 5 年間は保存する義務があることや処理業者は業務終了後 10 日以内に排出事業者にもマニフェストを返送することが法定されていることから，マニフェストの送付を受けた日を正しく記録しておくことが望ましい。</p>

4 監査委員意見（報告書 P 136～140）

（1）県の機関において適正処理を推進する体制の構築について

（会計管理部，総務局，環境県民局）

監査委員意見のポイント（1）

「県の機関において適正処理を推進する体制の構築」

県は民間事業者等を指導・監督する立場にありながら，今回の監査で，県の多くの機関において，契約やマニフェスト，廃棄物管理などの数多くの不適正な事案が見受けられたことは遺憾である。

県は，その指導的役割から，率先垂範して産業廃棄物処理に係る適正な事務処理を徹底すべき立場にあり，強力なリーダーシップとスピード感を持って，適正な事務処理に向けた全庁的な取組を推進する必要がある。

このため，早急に関係部局が協議を行い，プロジェクトチームを設置するなど，すべての県の機関において適正処理を推進するための体制を構築する必要がある。

県は，「第3次広島県廃棄物処理計画」を策定し，循環型社会と低炭素社会の一体的実現に向けた取組を進めており，産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所，処理施設，保管施設等への立入検査をはじめ，不法投棄に対する監視活動や排出事業者責任の周知・徹底を図るための活動を行っているところである。

県は，こうした民間事業者等を指導・監督する立場にありながら，今回の監査で，県の多くの機関において，契約やマニフェスト，廃棄物管理などの数多くの不適正な事案が見受けられたことは遺憾である。

廃棄物処理法上，事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することとなっているため，県の機関における処理はそれぞれの機関に委ねられている。

機関ごとに多くの不適正事案が生じていることは，県が自ら排出事業者としての側面も有しているという意識に欠け，県という行政体としてその全体への適正処理に向けた指導が浸透していないことの現れである。

県は，その指導的役割から，率先垂範して産業廃棄物処理に係る適正な事務処理を徹底すべき立場にあり，強力なリーダーシップとスピード感を持って，適正な事務処理に向けた全庁的な取組を推進する必要がある。

このため，早急に関係部局が協議を行い，プロジェクトチームを設置するなど，すべての県の機関において適正処理を推進するための体制を構築する必要がある。

(2) 産業廃棄物に係る適正な事務処理の推進について

(会計管理部，総務局，環境県民局)

監査委員意見のポイント (2)

「産業廃棄物に係る適正な事務処理の推進」

県は，産業廃棄物の適正処理の推進を指導する機関でもあることから，次のような取組を進め，民間事業者等に対する模範となるよう，自ら排出する産業廃棄物に係る適正な事務処理を推進する必要がある。

- ア 県の機関における産業廃棄物処理の実態把握を行うこと
- イ 県の機関向けの契約書標準様式を作成し共有すること
- ウ 事務処理マニュアル等を整備すること
- エ 効果的な研修を実施すること

ア 県の機関における産業廃棄物処理の実態把握を行うこと

県の機関において，廃棄物処理法や実務的な事務の流れなどに関する理解を深め，適正な事務処理を徹底していくためには，県の機関における産業廃棄物処理の実態把握が重要であるが，これまで，県の機関が排出する産業廃棄物処理の全容については把握されていない。

適切な対応策を講じるため，今回の監査での調査結果等を踏まえ，県の機関が排出する産業廃棄物の処理状況等の実態把握に努めていただきたい。

イ 県の機関向けの契約書標準様式を作成し共有すること

委託契約書については，公益社団法人全国産業廃棄物連合会が作成した標準様式の使用が望ましいとされているが，県の財務会計システムには，一般的な業務委託契約に関するものが掲載されているため，一部の機関では，この一般的な標準様式を使用していた。

また，廃棄物処理法では，契約金額の多少にかかわらず，書面による契約の締結が義務付けられているが，一般的な業務委託契約と同様の考え方で，契約書の作成を省略し，請書で代用するという誤った対応がなされていた。

こうした事務処理のミスを防ぎ，適正な委託契約が締結されるよう，県の機関向けの契約書標準様式の作成や施設管理業務に係る仕様書の見直しなどに取り組み，これらの情報を県の財務会計システムに掲載するなどして，各機関において共有できる環境を整備する必要がある。

ウ 事務処理マニュアル等を整備すること

産業廃棄物の適正処理に関しては，廃棄物処理法について解説した排出事業者向けのテキストやパンフレット等はあるものの，具体的な事務手続に関するマニュアルは作成されていない。

県のすべての機関において適正な事務処理が徹底できるよう，産業廃棄物処理に係る一連の事務手続の流れを分かりやすく説明した事務処理マニュアルを作成するとともに，許可証写しの添付の有無や行政への報告の有無などの主要項目チェックリストを充実する必要がある。

エ 効果的な研修を実施すること

上記ウで述べたとおり，事務処理マニュアル等を作成の上，これを活用するなど，平成 24 年度から実施している講習会を充実し効果的な研修として実施する必要がある。

特に，産業廃棄物を排出する県の機関では，担当者等の研修への参加を必須とするなどの積極的な取組により，その能力向上を図るとともに，管理職を含め，各機関内で習得した知識等の情報共有に努め，適正な事務処理を徹底していただきたい。

(3) 産業廃棄物の効率的な処理の推進について (産業廃棄物を排出する全部局)

監査委員意見のポイント (3)

「産業廃棄物の効率的な処理の推進」

産業廃棄物の排出量が少量で処理頻度が少ない機関では，事務処理に精通することは難しい状況にあり，また，今回の監査でマニフェストに係る事務処理の誤りが多く見受けられたことを踏まえ，効率的な処理を推進する観点から，産業廃棄物処理の集約化と電子マニフェストの導入に努めていただきたい。

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

イ 電子マニフェストの導入に努めること

ア 産業廃棄物処理の集約化に努めること

県の機関で様々な産業廃棄物が排出されているが，排出量が少量で処理頻度が少ない機関においては，事務処理に精通することは困難である。

このため，例えば，警察本部においては，廃蛍光管等の処理について，広島市域の庁舎や警察署，坂町の警察学校分を取りまとめ一業者に委託するなど，一部機関では集約に着手しているところである。

こうした取組を踏まえ，産業廃棄物の種類やエリアの設定など，全庁的な調整を進め，産業廃棄物処理の集約化を加速させることにより効率的な処理体制の構築に努めていただきたい。

イ 電子マニフェストの導入に努めること

県は，産業廃棄物の処理を委託する際に義務付けられているマニフェストについて，事務処理の効率化，法令順守及び処理情報の透明化を図るため，電子マニフェストの普及促進に取り組んでいる。

国は，平成 28 年度までに電子マニフェストの普及率 50% を目標に掲げているが，平成 24 年度時点の普及率についてみると，全国 30%，広島県 33% となっており，広島県の普及率は全国を上回っているものの，国の目標に対して低率の状況となっている。

また，県は，民間の少量排出事業者に対する電子マニフェストの普及に力を入れているところであるが，その一方で，県の機関で電子マニフェストを導入しているのは広島病院のみである。

今回の監査では，マニフェストの未交付や記入不備，行政への未報告など，マニフェストに係る事務処理の誤りが極めて多く見受けられたことから，県の機関において積極的に電子マニフェストの導入に努めていただきたい。